

○中空知衛生施設組合公平委員会設置条例

昭和52年3月1日
条例 第1号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の完全なる実施を確保し、その目的を達成するため、同法第7条第3項の規定に基づき中空知衛生施設組合公平委員会を設置する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年12月7日条例第2号）

この条例は、平成13年12月7日から施行する。